

# 『香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(案)及び香川県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(案)について』

## 概 要

本広域連合では、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な広域行政の推進に資するため、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)に基づき、各実施機関において個人情報の適正な取扱いが行われてきた。

一方、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律の改正等を行う「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和3年5月19日付けで公布された。

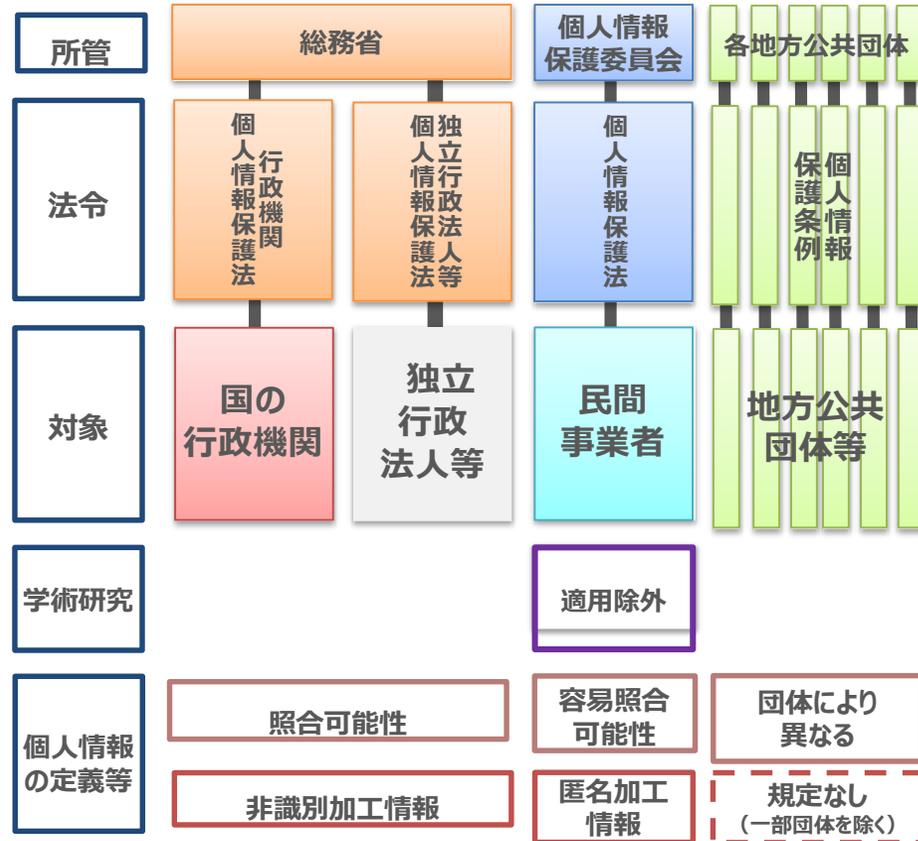
改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)では、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が一元化され、個人情報保護制度について全国的な共通ルールに基づく制度運営を行うこととなるが、一部の事項については、地方公共団体の条例で、必要最小限の独自の保護措置を定めることを許容するものとなっている。なお、改正法では地方公共団体の機関から、議会は除かれているため、新たに議会の個人情報の保護に関する条例も策定するものである。

本広域連合においても令和5年4月1日から改正法の適用を受けることから、現行条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定するため、条例案を作成し、また、議会の個人情報保護条例案を作成し、令和5年2月に本広域連合議会に諮る予定である。

# (参考) 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたEUにおける一般データの保護規則の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



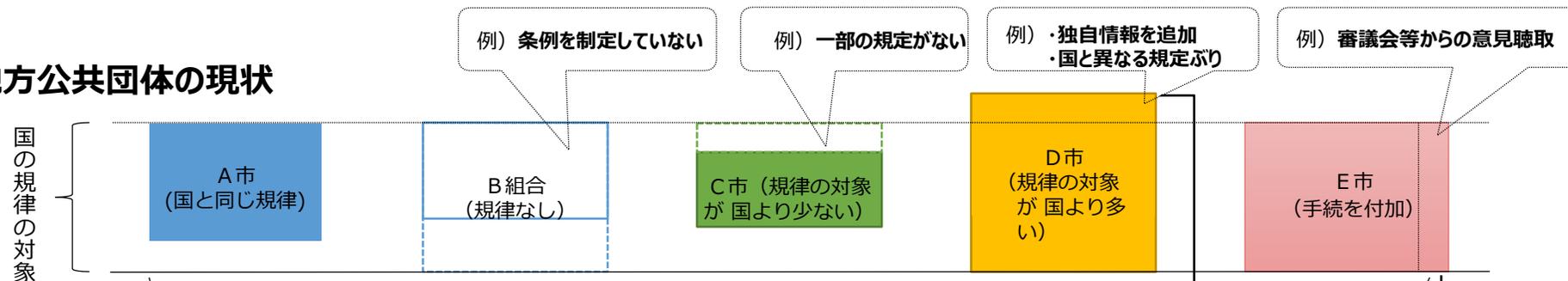
## ＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
  - ※ いわゆる「2000個問題」
    - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となり得ること
    - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と国の成長戦略への整合
  - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
  - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## ＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
  - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
  - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

### ○ 地方公共団体の現状



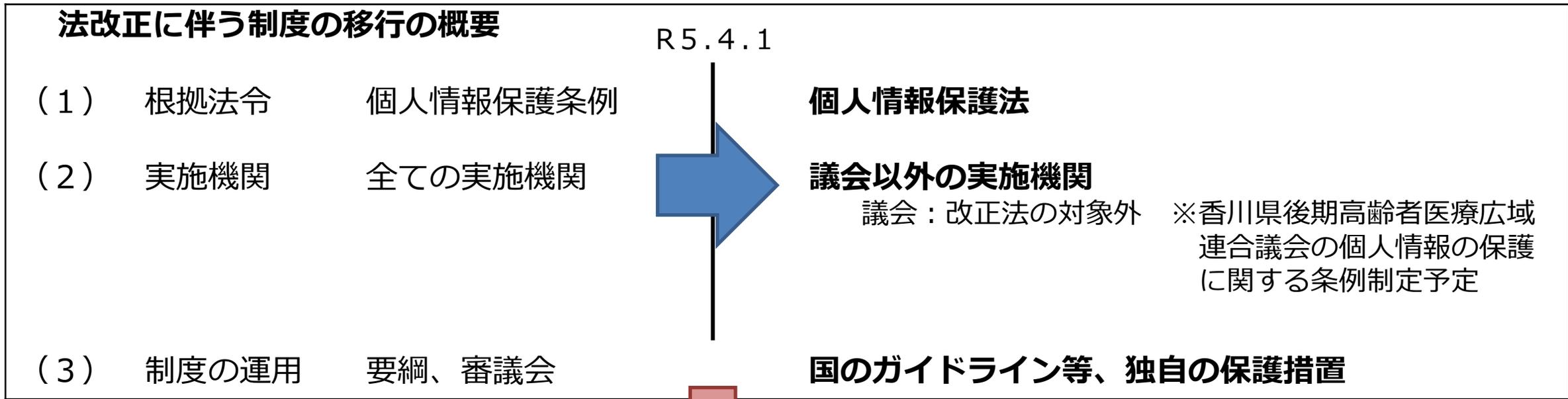
### ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行

# 1 令和5年4月1日以降の本広域連合の個人情報保護制度の在り方



**本広域連合の個人情報保護制度**

- ① 改正法、国のガイドライン等に基づき、個人情報の保有・利用・提供等を行うこととなる。
- ② 手数料の額及び開示請求に係る手続などの**必要最小限の独自の保護措置**を条例で定める。

**条例制定に当たっての方針**

- ① 現行条例を**廃止**するとともに、**法の施行条例**を制定する。
- ② 現行条例の取扱いを実質的に後退させることのないよう、**必要な規定**を定める。

## 2 法施行条例の案の全体像

第1条 趣旨

第2条 用語

第3条 個人情報保護ファイル簿の作成及び公表

第4条 開示請求の手続（請求書の記載事項）

第5条 開示決定等の期限

第6条 開示決定等の期限の特例

第7条 開示請求に係る手数料等

第8条 審査会への諮問

第9条 運用状況の公表

第10条 委任

必要最小限の独自の保護措置

必要最小限の独自の保護措置

条例で定める必要がある事項

#### (1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第3条）

個人情報ファイル簿とは・・・利用目的や収集方法などを記録した帳簿で、現行の個人情報取扱事務登録簿に相当するもの。

個人情報を適正に管理するため、**全ての事務について、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。**

|     | 現 行         | 改正法            | 法施行条例     |
|-----|-------------|----------------|-----------|
| 名 称 | 個人情報取扱事務登録簿 | 個人情報ファイル簿      | 個人情報ファイル簿 |
| 対 象 | 全ての事務       | 対象人数1,000人以上   | 全ての事務     |
| 公 表 | 閲覧          | 対象人数1,000人以上公表 | 全て公表      |

#### (2) 開示請求に係る手数料等（第7条）

現行どおり、手数料は**無料**とし、**行政文書の写しの作成及び送付に要する費用のみ徴収**する。

(例) A 3判以内片面 白黒1枚10円、カラー1枚50円

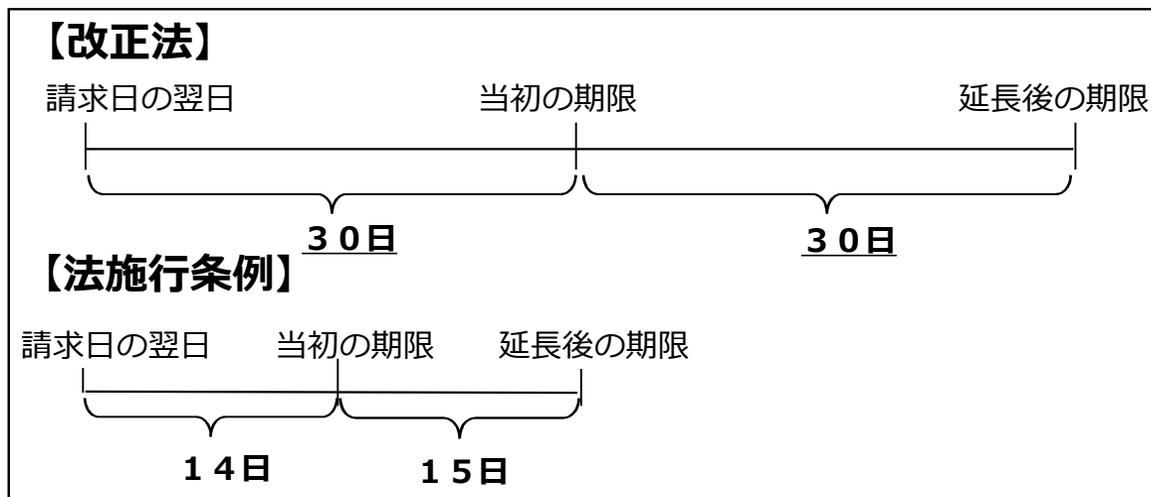
#### 手数料を無料とする理由

- ①手数料を徴収することにした場合、制度の利便性の低下により市民の知る権利が抑制されること
- ②現行、広域連合では手数料を無料としていること

## (3) 開示決定等の期限等（第5条、第6条）

現行の実施状況により、概ね14日以内での処理が可能であるため、法で規定する日数を短縮し、

**現行と同じ日数**とする。



※1 起算日の考え方

改正法：「開示請求があった日」の翌日から起算

現行：「開示請求書が提出された日」から起算

※2 開示請求の対象が著しく大量である場合は、29日を超えて延長することができる。

(条例第6条)

**改正法で規定  
する日数を短縮  
する理由**

- ① 現行日数で延長などの実績がなかったこと
- ② 情報公開条例での公開決定の期限との整合性

## 3 法施行条例の案

### (4) 審査会への諮問（第8条）

- ① 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、**香川県後期高齢者医療広域連  
情報公開・個人情報保護審査会に諮問**する。

### (5) 運用状況の公表（第9条）

現行どおり、個人情報保護制度の運用状況について、公表を行う。